

高知県産業振興アドバイザー（課題解決型）実施要領

（目的）

第1条 この要領は、「高知県産業振興計画」（以下「産業振興計画」という。）に基づく、「地域アクションプラン」の実現に向けて、各地域のニーズや課題等に応じた「高知県産業振興アドバイザー（課題解決型）」（以下、「アドバイザー」という。）の派遣等を行い、組織づくりや、商品企画、生産、流通、販売に至るまでの指導及び助言を通じて、地域の産業づくりを支援することを目的とする。

（指導及び助言の具体的な内容）

第2条 アドバイザーの指導及び助言の具体的な内容については、別表1のとおりとする。

（指導及び助言の回数）

第3条 1申請内容あたりの指導・助言は、5回を限度（複数のアドバイザーを同時に派遣する場合は、それぞれ1回と数えるものとする。以下同じ。）とする。

（指導・助言の対象となる団体等）

第4条 アドバイザー派遣の対象等となる団体等については次のとおりとする。

- (1) 「地域アクションプラン」に位置付けられた取組に関わる事業主体。
- (2) 「地域アクションプラン」に位置付けが予定されている取組に関わる事業主体。
- (3) 「地域アクションプラン」等産業振興計画への位置付けを目指す取組の事業主体で知事が適当と認めるもの。

（指導・助言の実施時期）

第5条 指導・助言の実施時期は、派遣の決定がなされた日から同年度の3月末日（閉庁日の場合はその直前の開庁日）とする。

（アドバイザーへの謝金額）

第6条 アドバイザーへの謝金の額は、次の（1）ア又はイのいずれか及び（2）の合計額とする。

- (1) 報償費
 - ア 1回の職務に要する時間が4時間以上となる場合
1回当たり50,000円
 - イ 1回の職務に要する時間が4時間未満となる場合
1回当たり30,000円
- (2) 県の旅費規程に基づき算定した旅費相当額

（派遣の申請）

第7条 アドバイザー制度を活用しようとする事業主体は、指導・助言を受けようとする最初の日（以下、「派遣開始日」という。）の30日前を目安に、様式第1号による申請書及び様式第2号、第3号等の添付資料を、事業主体の所在地担当の産業振興推進地域本部（別表2 以下、「地域本部」という。）に提出するものとする。申請書の提出を受けた地域本部は、派遣開始日の14日前までに、申請書に様式第4号によりアドバイザー派遣の適否に関する地域産業振興監（以下、「振興監」という。）の意見を付

し産業政策課に提出するものとする。

(派遣の決定及び通知)

第 8 条 知事は、前条の申請があったときは、アドバイザー派遣の適否を決定し、結果を事業主体及びアドバイザーに通知する。

(派遣の変更及び中止)

第 9 条 前条の規定により派遣の決定を受けた事業主体は、アドバイザーの変更をするとき、指導・助言の内容の変更をするとき、指導・助言の回数の変更をするとき、又はその活動を中止しようとするときは、原則として変更（中止）をしようとする日の 30 日前を目安に、様式第 5 号による変更（中止）申請書を地域本部に提出するものとする。変更（中止）申請書の提出を受けた地域本部は、事業主体から提出された申請書に様式第 4 号（回数減の場合のみ様式第 6 号）により、アドバイザー派遣の変更の適否に関する振興監の意見を付して、変更後の指導・助言の実施日又は中止日の 14 日前までに産業政策課に提出するものとする。

(派遣の変更（中止）決定及び通知)

第 10 条 知事は、前条の申請があったときは、アドバイザー派遣の変更（中止）を決定し、結果を事業主体及びアドバイザーに通知する。

(指導・助言の実施)

第 11 条 県は、アドバイザーの指導・助言の実施の際に、その実施状況を確認するため、必要に応じて同席できるものとする。

(守秘義務)

第 12 条 アドバイザーは、指導・助言により知り得た申請者の情報について、公にされている事項を除き他に漏らしてはならない。

(事業主体からの報告)

第 13 条 事業主体は、指導・助言を受けた日から 14 日以内、または同年度の 3 月末日（3 月末日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）のいずれか早い日までに様式第 7 号の指導・助言内容報告書（事業主体用）を地域本部に提出するものとする。提出を受けた地域本部は、提出を受けた月の末日、又は当該年度 3 月末日（3 月末日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）のいずれか早い日までに、内容確認を行った指導・助言内容報告書（事業主体用）を産業政策課に提出することとする。

(謝金の支払い)

第 14 条 産業政策課は、前条に規定する報告書を受理した日の翌月 20 日（20 日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）に、アドバイザーに対して謝金を支払うものとする。

(アドバイザーからの指導・助言完了報告)

第 15 条 アドバイザーは、指導・助言が完了したときは、その日から 30 日以内、又は 3 月末日（3 月末日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）のいずれか早い日までに、様式第 8 号による指導・助言内容完了報告書（アドバイザー用）を地域本部に提出するものとする。指導・助言内容完了報告書（アドバイザー用）の提出を受けた地域本部は、速やかに内容を確認し産業政策課に提出するものとする。

(実績報告)

第 16 条 事業主体は、指導・助言が完了したときは、その日から 30 日以内、又は 3 月末日（3 月末日が閉庁日の場合はその直前の閉庁日）のいずれか早い日までに、様式第 9 号による実績報告書を地域本部に提出するものとする。実績報告書の提出を受けた地域本部は、速やかに内容を確認し産業政策課に提出するものとする。

(指導・助言終了後の進捗状況報告)

第 17 条 事業主体は、指導・助言実施年度の翌年度 9 月末日の事業の進捗状況について、様式第 10 号による進捗状況報告書を、10 月末日までに地域本部に提出するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、上記の報告時点について、地域本部が特に必要と認める場合は、事業完了から 6 ヶ月が経過した日以後において任意に設定できるものとする。
- 3 進捗状況報告書の提出を受けた地域本部は、提出を受けた日から 14 日以内に、進捗状況報告書に様式第 11 号による振興監の意見を付して産業政策課に提出するものとする。
- 4 県は、事業の進捗の状況によっては、事業主体への訪問等により内容照会又は活動状況調査等を行うことができるものとする。

(情報の開示)

第 18 条 高知県情報公開条例（以下、「条例」という。）に基づく、開示請求があった場合には、同条例第 6 条に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示する。

- 2 指導・助言の実施を通じて県が知り得た申請者の情報は、事業主体の許可なく当該事業の実施以外の用途に使用しないものとする。

(その他)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

附則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

指導・助言の具体的な内容（分類表）

支援分類(大分類)		支援分類（中分類）	
番号	内容	番号	内容
1	商品開発・改良	(1)	地域のイメージ向上や新商品につながる素材(地域資源も含む)の発掘など
		(2)	消費者の視点を取り入れるための市場ニーズの調査、ターゲット・コンセプトの検討など
		(3)	素材又は原材料の生産者との連携(生産技術の開発・向上等も含む)など
		(4)	現状の課題解決や消費者ニーズに応じた加工技術の検討・研究・開発など
		(5)	商品の付加価値の向上、新商品の検討
		(6)	生産技術、生産体制、生産の機械化など
		(7)	商品のデザインやパッケージなど
		(8)	消費者の視点を取り入れた観光・交流の資源開発
		(9)	その他（※ 具体的に支援課題の内容を記載すること）
		2	販路開拓
(2)	営業活動など		
(3)	商談会・展示会への出展の検討など		
(4)	インターネットを活用したビジネス展開など		
(5)	物流ルートの確保策など		
(6)	観光地の知名度向上		
(7)	その他（※ 具体的に支援課題の内容を記載すること）		
3	経営戦略	(1)	地域イメージを向上し、利益を得るための経営方針など
		(2)	ビジネスプラン作成支援など
		(3)	消費者からの商品評価や品質を低下させないための管理方法の検討など
		(4)	知的財産権の取得の検討など
		(5)	その他（※ 具体的に支援課題の内容を記載すること）
4	経営管理	(1)	組織づくり、組織運営など
		(2)	人事、労務など
		(3)	財務管理、簿記会計など
		(4)	その他（※ 具体的に支援課題の内容を記載すること）
5	その他		※ 具体的に支援課題の内容を記載すること。

別表 2

産業振興推進地域本部と対象地域

名称	担当市町村
産業振興推進 安芸地域本部	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
産業振興推進 物部川地域本部	南国市、香南市、香美市
産業振興推進 高知市地域本部	高知市
産業振興推進 嶺北地域本部	本山町、大豊町、土佐町、大川村
産業振興推進 仁淀川地域本部	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村
産業振興推進 高幡地域本部	須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町
産業振興推進 幡多地域本部	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町